

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1社）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	株式会社 高島	1か月
代表者氏名	代表取締役社長 高島 勝	
本店所在地	伊豆市土肥 894	

3 入札参加停止の理由

伊豆市が発注した伊豆市土肥地内の治山工事において、平成30年3月15日に作業員がはしごから転落して骨折し4日以上休業する労働災害が起きた際、けがを負った場所について、実際の工事現場では無く自社の資材倉庫だったとする虚偽の労働者死傷病報告書を三島労働基準監督署長に提出した。その結果、労働安全衛生法違反の疑いで法人と使用人が略式起訴され、平成30年10月16日に罰金20万円の略式決定を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

平成30年12月19日から平成31年1月18日まで

(参考)

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内